

平成 29 年 4 月 27 日
財政局税務部税制課

北九州市市税条例の一部を改正する条例の専決処分について

「地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律」が平成 29 年 3 月 31 日に公布されたことの伴い、本市市税条例の関係規定のうち、平成 29 年 4 月 1 日から施行する必要があった下記の項目について、地方自治法第 179 条第 1 項の規定に基づき、平成 29 年 3 月 31 日付け市長専決処分により改正したものの。

【改正内容】

- 1 個人市民税における上場株式等に係る配当所得等への課税等に係る規定の整備【施行日：平成 29 年 4 月 1 日】**

確定申告（所得税）において特定配当等に係る所得を申告した場合においても、個人市民税の申告においては、所得税と異なる申告をすることができる（特定配当等に係る所得を申告しない）ということを明確化するもの。
- 2 固定資産税に関する規定の整備【施行日：平成 29 年 4 月 1 日】**

地方税法の課税標準の特例規定等の新設・改廃に伴い、市税条例における条項ズレの整備等を行う。